都市再開発法（昭和44年法律第38号）第38条第１項の規定により、藤枝駅前一丁目９街区市街地再開発組合の事業計画の変更を認可したので、同条第２項において準用する同法第19条第１項の規定により公告する。

令和７年３月28日

静 岡 県 知 事　　鈴　木　康　友

１　組合の名称

藤枝駅前一丁目９街区市街地再開発組合

２　事業施行期間

設立認可公告の日から令和10年３月まで

３　施行地区に含まれる地域の名称

藤枝市駅前一丁目７番34の一部、８番33の一部、９番１、９番２、９番３、９番４、９番５、９番６、９番７、９番８、９番９、９番10、９番11、９番12、９番13、９番14、９番15、10番22の一部、10番23の一部

４　事務所の所在地

藤枝市駅前二丁目７番26号

５　設立認可の年月日

令和５年６月29日

６　事業計画の変更の認可の年月日

令和７年３月27日